

申請者各位

越谷市排水設備指定工事店の新規(継続)申請について

越谷市排水設備指定工事店の新規(継続)申請については、次のとおり申請書を提出してください。

■ 指定工事店の資格 ※越谷市排水設備指定工事店に関する規則第2条

指定工事店は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 埼玉県内に営業所を有すること。
 - (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
 - (3) 埼玉県下水道協会(以下「協会」という。)が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験(以下「試験」という。)に合格し、市町村等(協会に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合をいう。以下同じ。)に登録した者(以下「責任技術者」という。)で排水設備等の新設等の工事の事業に選任できるもの(埼玉県内の他の営業所に所属する兼任による責任技術者を含む。)が営業所に1名以上所属していること。
 - (4) 次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
 - ア 工事業者(法人にあつては代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
 - イ 工事業者(法人にあつては代表者)が第21条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合
 - ウ 指定工事店が第12条第1項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
 - エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合
 - オ 工事業者(法人にあつては代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合
 - カ 法人であつて、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合
- 2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

■ 指定の申請

① 排水設備指定工事店指定(継続)申請書

② 添付書類

1 履歴書(写真貼付)及び工事経歴書

- ・履歴書は代表者の履歴書になります。(写真を貼付してください)
- ・工事経歴書は、過去3年分の排水設備工事の経歴を記入したもの。
住所・氏名については、個人が特定できないように記載する。

記入例

年度	住所	発注者	区分
H 2 3 年度	越谷市越ヶ谷	越谷 邸	排水設備

件数が多い場合は、主なものを年度ごとに10件程度記載

2 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し

(法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し)

3 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを証明する書類

- ・代表者の本籍地で発行する身分証明書

4 納税証明書

- ・税務署で発行

法人用:「その3の3」「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納がないこと

個人用:「その3の2」「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納がないこと

5 営業所の位置図及び平面図

- ・位置図

住宅地図の写しでも可。資材置場が別の場所にある場合は、資材置場の案内図も必要

- ・平面図

営業所建物の平面図で事務所内のレイアウトも記入

6 所有する工事用機械器具調書

7 排水設備責任技術者証の写し

8 従業員名簿

9 その他

- ・ 写真提出

会社建物、看板、事務室、資材置場、工事機械車両、材料、工事看板。

- ・ 県内他市町で指定を受けている場合

各市町の指定工事店証の写しを添付

新規(継続)指定工事店指定手数料は 10, 000 円になります。

排水設備工事指定店証を受け取りに来る際に、納入していただきます。